

七

天保三夜軍月

流矢に於て我れを捕獲すの儀あり
此の如く我れを捕獲すの儀あり

流矢に於て我れを捕獲すの儀あり
此の如く我れを捕獲すの儀あり

此の如く
我れを捕獲すの儀あり

一 流矢に於て我れを捕獲すの儀あり
此の如く我れを捕獲すの儀あり

流矢に於て我れを捕獲すの儀あり
此の如く我れを捕獲すの儀あり

流矢に於て我れを捕獲すの儀あり
此の如く我れを捕獲すの儀あり

流矢に於て我れを捕獲すの儀あり
此の如く我れを捕獲すの儀あり

流矢に於て我れを捕獲すの儀あり
此の如く我れを捕獲すの儀あり

流矢に於て我れを捕獲すの儀あり
此の如く我れを捕獲すの儀あり

手書一通 宛先不明 紙に折痕あり

淡墨の書体で、縦書きの文章が複数行にわたって書かれている。一部は「丹藏」という文字が見える。

手書一通 宛先不明 紙に折痕あり

辰極月

淡墨の書体で、縦書きの文章が複数行にわたって書かれている。

天保三辰閏十一月

流失御用材木狼藉筋之儀二付
鳴ル郷百姓共しらへ書附

鳴ル郷

沼田郡八木村流失御用材木狼藉筋之儀御しらへ二付口上書 百姓共

沼田郡

覚

八木村

一先月廿三日出水ニ付当村鳴ル辺ニおゐて御用材木四五本取留メ、既割碎キ候者有之趣、於御山方被為及御聞候趣を以、私共

儀ハ鳴ル郷ニ在住罷在候ニ付御呼出シ、段々稠敷御しらへ之趣奉畏候

右流失之御用材木取留メ候者ハ勿論、及見聞及候ものも一向無

御座、尤金右衛門儀先月廿六七日頃用事有之、可部辺江参り、

歸り之節今井田村あら下タと申所方自分之持船ニ而当村下モ

鳴ル江棹渡り申候処、同所敷下タ川岸ニ長凡式三尺計り有之片そけ

ニ而古木体之切レ木流懸り居申候二付、何心なく拾ひ歸り、薪ニ打割

此たけ大束壹把位之儀其 儘 家妻ニ積置有之を、当月初頃

山県郡加計村筏乗平八・林蔵と申もの見当り、御用材木之由を以

右割木之内御極印有之分三割レ撰出シ、六右衛門江預置申候段

申出仕候、就而ハ割木之木柄得斗御見合せ被下候通、栗角ニ而、

右預ヶ置候三割レニ御極印等敷跡幽ニ相見へ申候得共、勿論御極印

附御用材木ニ式三尺計り之切レ木可有之様無御座候二付、自然差留メ

材木小切レニノ薪ニ打碎キ候儀共ニハ無之哉之旨御不審被思召、

不意ニ御出浮、金右衛門宅廻りハ勿論、鳴ル郷綿密ニ御見しらへ被下

候得共、少も不審体之儀無之段ハ御見届被下候通ニ御座候、本人金右衛門ニ

おゐてハ御極印附之御用材木薪ニ打割候段大ニ奉恐入、右流レ

材木取留置候もの探出シ不申候、而ハ身前潔白難相立儀と奉存、

其以来金右衛門ハ不申及、私共俱々村内川筋ハ勿論、川向イ村々共

何となく聞探り見申候得共、以今一向手懸り筋出来不申候、然レ共

金右衛門儀者平常至、而実体ニ、右体不正筋等取行ひ候者

ニハ曾、而無御座候処、右拾ひ取候木柄ハ古木体ニ相見へ候故、御

極印ニ心附不仕、迂闊ニ取歸り、薪ニ打割候儀相違も有御座間敷

様被相考候二付、同人ニおゐて御用材木取留メ、右体之及所為不申段ハ

私共急度御請合申上候間、何与卒此度之儀ハ格別之御憐愍

を以御内々御聞濟被為成遣被下候ハ、当人初メ私共一同千万

難有仕合ニ可奉存候、然ル上者今度之御恩義為御報謝自今

洪水之節流材木鳴ル辺初メ、川向イ村々川岸江流懸り候ハ、

御用木 広島藩は御用木制度を設け、無断伐採を禁た

御山方 広島藩で林野支配にあたる役方

片そけ 片削ぎ。片方をそぎ落としたもの

極印(くわいん) 盗難予防のために打たれた印形

三割レ 割木二本

栗角 栗木の角材

出浮(しゅつぷ) 出張すること

身前(みまえ) 自分

実体(じつてい) まじめて正直なこと

私共一統心を附、紛失不仕候様手堅ク取計可申候間、幾重
ニも此度之儀者御内分御取引ニ至候様、宜御歎被仰上被下候様
千万厚奉歎上候、仍而右御しらへニ付有体口上書を以奉
申上候、以上

辰閏十一月

鳴ル百姓

金石衛門

同

六右衛門

同

甚八

同

三右衛門

同

丹藏

庄屋

文左衛門殿

庄屋格与頭

忠左衛門殿

与頭

武三郎殿

同

六兵衛殿

内分 表沙汰にしないこと
有体 (ありてい) ありの
まま
御示談 御山方からの指
示・命令

沼田郡八木村流失材木しらへ方役人共添書附

沼田郡

覚

八木村

一先月廿三日出水ニ付山県郡御用材木取流候趣ニ付、取留置候者ハ
無之哉之旨御触しらへ之趣を以早速村内川筋得斗相しらへ
申候処、取留置候者一向無御座候、然ル処右流失材木四五本当村
鳴ル辺ニおゐて差留メ、既割碎キ候もの有之旨被為及御聞
役人共御呼出シ、しらへ方之儀御示談之趣奉畏候、仍之右鳴ル辺
百姓共呼出シ得斗相しらへ申候処、右流失材木差留メ
候者ハ勿論、及見及聞候ものも一向無御座候、尤同所百姓金右衛門と
申者世帯向為用便先月廿六七日頃可部辺江参り、帰リ之節
今井田村あら下タと申所を自分之持船ニ而当村下モ辺鳴ルへ棹
渡り候処、同所敷下夕川岸ニ長凡式三尺計り有之片そげ之
切レ木流懸り居申候、何心なく拾ひ帰り、薪ニ打割候だけ大束
壺抱位之儀其儘家妻ニ積置有之を、当月初頃山県郡
筏乗平八・林蔵と申者見当り、御用材木之由を以右割木之内
御極印有之分三割レ撰出シ、同所百姓六右衛門江預ケ□□候段
申出仕候、乍去御極印附之御用材木ニ式三尺計□□木可有之
様無御坐候ニ付、自然右流失材木取留メ、小切レニノ薪ニ打碎キ
候もの共ニハ有御座間敷哉と甚以疑念之至ニ付、右預ケ置候

割木之木柄得斗見合せ申候処、栗角ニ而古木体ニ相見へ、
三割レニ御極印等敷跡幽ニ相見へ候ニ付、早速役人共不意ニ
罷越シ、金右衛門宅廻リハ不申及、鳴ル郷一統綿密ニ見糺シ
申候得共、少も不審筋之儀無御座候ニ付、当村川筋ハ勿論
隣村之川筋迄も色々聞探リ見申候得共、一向手懸リ筋出来
不申候、就而ハ金右衛門初メ鳴ル郷百姓共再三呼出シ、段々
稠敷相しらへ申候得共、前文申出候通少も相違無御座候旨
手堅ク申出、猶金右衛門身前潔白之段ハ同郷外百姓共
急度請合出、則別紙連名口上書差出申候通相違

無御座候間、此度之儀者格別之御慈悲を以各様御手元限り
御内分御聞濟被為成遣被下候ハ、今度之御恩儀報シ
之ため、自今之儀者居村ハ勿論、川向イ他村迄も少も
無油断心を附、不締筋出来不申様取計せ可申間、乍恐
此度之儀ハ狂(病)而も御手元限り御内分御聞濟之程只管
厚奉希上候、私共ニおゐても平常示し方不行届ニ
相当り候段甚以奉恐入候、仍而右しらへ書を以此段御歎
奉申上候、以上

辰閏十一月

当分庄屋

文左衛門

庄屋格与頭

忠左衛門

与頭

武二郎

同

六兵衛

御山方

御帖元衆中様

沼田郡八木村流失材木之儀ニ付御請書附

沼田郡

覚

八木村

一十月廿三日出水ニ付流失之御用材木四五本当村

鳴ル辺ニおゐて取留メ、既薪ニ割碎キ候者有之趣於
御山方被為及御聞候趣を以、私共儀ハ鳴ル郷ニ在住
罷在候ニ付御呼出シ、段々稠敷御しらへ之趣奉畏候
右流失之御用材木取留候者ハ勿論、及見及聞

候者も一向無御座、尤金右衛門儀同月廿六七日頃用事
有之、可部辺江参、帰リ之節今井田村あら下と申
所方自分持船ニ而当村下モ鳴ル江棹渡リ申候処、同所
敷下夕川岸ニ長凡二三尺計リ有之片そけニ而古木
体之切レ木流懸リ居申候ニ付、何心なく拾ひ帰り
薪ニ打割、此たけ大束壱抱位之儀其儘居宅之
家妻ニ積置有之を、山県郡加計村筏乗り平八

見糺シ(みただし)実地検分
不締(ふしまり)筋取り締
まりが行き届かないような
状態
只管(ひたすら)いちずに、
ただただ
御帖元 御用木の帳簿をつ
かさどる役

林蔵と申者見当り、御用材木之由を以右割木

之内御極印有之分三割レ撰出シ六右衛門江預置申候二付、其段早速村方江申出仕候処、割木之木柄得斗御見合せ被下候通り栗角ニ而、右預置候三割レニ

御極印等敷跡幽ニ相見申候得共、勿論御極印附之

御用材木ニ二三尺計り之切レ木可有之様無御座候二付、自然取留メ材木小切レニ、薪ニ打碎キ候儀ニハ無之哉之旨御不審被思召、不意ニ御出浮、金□□門□廻りハ勿論、鳴ル郷一同綿密ニ御見しらへ被下候得共、少も

不審体無之段ハ具ニ御見届被下候通りニ御座候、

本人金右衛門ニおゐてハ右之次第、乍切レ木御極印附之御用材木薪ニ打碎キ候段言語道断、狼藉之至

ニ付如何御糺明被仰附候而も兎口申上分無御座奉恐入候二付、此度之儀ハ格別之御慈悲を以御内済之儀只管厚御歎奉申上候処、御大度之御憐愍を以

御山方限り御内分御聞濟被為成遣、奉蒙御宥免候段被為仰聞、本人ハ不及申、私共一同御冥加之程

難有仕合ニ奉存候、然ル上ハ今度之御恩儀為御報

謝平常締り合之儀私共厚申値、自今洪水之

節私共手分ケ不怠、川筋見廻り仕、流材木始都而

御用材木鳴ル辺ハ勿論、川下モ川向ひ村々江流懸リ

候ハ、自他之無差別見当り次第早速手々仕、木数等

相改、直様其段村方伝ひ御註進可申上候、自然

見遁シ、忽緒ニ差置候様之儀御座候□□□□聞召

次第如何体被仰附候共兎口申上分無御座候、私共

互ニ請合ニ相立、幾重立働候而も無油断締り合

取計、御安氣相備候様可仕候間、乍恐此段ハ各様方

宜ク御請合被仰上可被下候、為其組合長百姓中

請合ニ相立、御請証文差上申候、以上

鳴ル百姓

金右衛門

五人組

六右衛門

同

甚八

同

三右衛門

同

丹蔵

御請合組合長百姓

棹渡 棹で水底に突いて船を進めて渡ること

兎口(うさぐち)とやかく、あれこれ

内済 もめことを表ざたにしないで解決すること 裁

判沙汰にしないで、話し合いにより和解すること

大度 度量の大きいこと

申値(もうしあ)相談すること

直様(すくさま) まっすぐ、ただちに

忽緒(こつしよ)なおざりにすること

締り合 取り締まり

善右衛門

庄屋

文左衛門殿

庄屋格与頭

忠左衛門殿

与頭

武三郎殿

同

六兵衛殿

前書之通金右衛門儀不埒之取計仕候段□□後悔

誤出奉恐入、御内済之儀歎出申候ニ付□段□御歎

申上遣シ候処、御大度之御慈悲を以此度之儀ハ各様限り

御内分御聞済可被成遣段被為仰聞、鳴ル郷百姓共ハ

勿論、於私共も千万難有仕合ニ奉存候、猶自今之儀

別而手堅ク相示シ、則別紙御請証文取差上申

候通り少も相違無御座、村役人共及御請合、急度

締り合取計可申候、就而ハ村内川筋百姓共ハ勿論

本郷百姓共迄も手堅ク相示シ、御請印形私共手元へ

請取置申候、為其御請合添証文差上申候、以上

庄屋

辰極月

文左衛門

庄屋格与頭

忠左衛門

与頭

武三郎

同

六兵衛

御山方

御帖元衆中様

本郷(ほんごう)その人の
生まれた土地、故郷

鳴ル郷 太田川湾曲部の八木村北端地域。八木用水取水口がある。
加計村〔現〕安芸太田町 下殿河内村を囲むように位置する。集落は太田川と支流滝山川・丁(ようろ)川の河岸段丘・
谷底平野および山間台地上に点在する。
今井田村〔現〕安佐北区可部町。太田川の湾曲部北岸の高宮郡の村で、八木村の対岸。